

# 東金市立東中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

## ※いじめの定義（いじめ防止推進対策法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 1 いじめ防止等の基本的な考え方

### （1）いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるもののみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない」という共通認識に立ち、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

### （2）学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する債務を有する。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止対策委員会を（いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため）設置する。校長、教頭、教務、養護教諭、学年主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員、その他関係職員等による「いじめ防止対策委員会」を設置し、同委員会を開催する。また定期的に生徒指導委員会（校長・教頭・学年生徒指導担当・養護教諭・生徒指導主事・適応指導教室担当・特別支援学級担当）を毎週金曜日、主任会（校長・教頭・教務主任・各学年主任）を毎週水曜日に開催し、いじめ防止等に関する内容について本方針に基づく取り組みの実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。いじめ等が発見された場合は臨時にいじめ対策委員会を開催し、早期対応にあたる。

※場合によって参加又は意見をいただく方々として校医、市の顧問弁護士、民生委員

## 3 いじめ未然防止の取り組み

### （1）わかる授業づくり

生徒一人ひとりが達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

### （2）道徳教育の充実

「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」「いじめは、どの子どもにも起こる可能性がある」という認識を生徒がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

### （3）体験活動の充実

他者とのかわりコミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

### （4）学級経営・学級活動の充実

学級活動に互いのよさを見つけたり、考え方の違いに気づかせる活動を取り入れたりし、生徒の自己有用感や自尊感情を育む。

### （5）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

全校生徒のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、生徒及び保護者に対する情報モラル教育やいじめ防止啓発リーフレット等により啓発活動を行う。また、情報リテラシー教育を推進する。

(6) いのちを大切にしているキャンペーンなど、生徒の自発的な活動を支援する。

#### 4 いじめの早期発見のための取り組み

##### (1) アンケート調査の実施

いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こるものであるという考えのもと、いじめの状況把握（ライン・メール・インターネット等も含む）のため、各学期毎にアンケート調査を実施する。この他に市のアンケートを年1回実施する。

##### (2) 教育相談の実施

毎学期教育相談週間を設定し、全生徒を対象に教育相談を実施する。

##### (3) 日常活動における観察

授業や日常活動以外の部活動や放課後の人間関係を観察し、日常的にいじめの早期発見に取り組む。

##### (4) 1学期、2学期に三者面談を実施し、この他にも日常的に保護者が学校に相談できるようにする。

##### (5) いじめ防止に関する研修等の実施

いじめ防止に関する研修やいじめ防止推進月間を設定する。また、日々の観察の仕方やいじめのサイン発見・指導に活かせる資料提供など、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図る。

#### 5 いじめに対する早期対応

##### (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに事実確認を行い、管理職に報告する。（学年生徒指導担当から管理職に報告）

（いじめの状況、日時、場所、関係生徒の人数、いじめの内容等、動機や背景を被害者及び加害者からの聞き取りや周囲の生徒・保護者や教職員の有する情報を集める）

##### (2) いじめが確認された場合は、校長は速やかにいじめ防止対策委員会を立ち上げ、いじめをやめさせ、再発を防止するための措置を講じ、その結果を教育委員会に報告する。

##### (3) いじめの事実が確認できなかった場合、いじめを防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた可能性のある生徒・保護者に対する支援といじめを行ったと思われる生徒に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。

##### (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。

##### (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。

##### (6) 組織的な対応（全職員での取り組み）

###### ア いじめを受けた生徒・保護者への取り組み

（ア）いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（教師・保護者・相談員等）と連携し寄り添える体制をつくる。

（イ）いじめを受けている生徒側に立った聞き取り及び実態調査の実施

（批判や評価的な態度ではなく親身になって聞き取りを行う）

（ウ）今後の対応のあり方を本人・保護者と協議しながら決める。

（生徒の継続的な観察と職員連携による情報交換）

（エ）家庭訪問による概要説明

（オ）解決に向けた対応策への本人及び保護者の理解を得る。また、必要に応じて関係諸機関へ協力依頼する。

###### イ いじめを行っている生徒・保護者への対応

（ア）いじめの事実を確かめる。

（イ）いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、いじめを受けている生徒の辛さを認識させ、改善させる。

（ウ）保護者に事実説明と解決に向けた今後の協力を要請する。

（エ）出席停止については教育委員会と十分な協議を行い検討する。（校長・教育委員会）

###### ウ 周囲の生徒への対応

（ア）いじめの不当性を認識させ、止める努力や、教師や保護者等に知らせることが勇気ある行動で大切な事であると理解させる。

- (イ) 自らの問題として捉えさせ、いじめはどの子どもでも起こる可能性があるものということ  
を認識させる。他の人の良さを認めることの重要性を理解させる。
- (ウ) いじめを受けていた生徒や情報を提供した生徒へのいじめが起きないように指導する。
- (エ) いじめをしていた生徒へのいじめが起きないように指導する。

## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

- ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産（金品等）に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
（生徒が自殺を企図した場合）
- イ いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされて  
いる疑いがあると認めるとき。
- ウ 生徒や保護者から、いじめられていて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

### (2) 重大事態への対応（窓口はすべて管理職が行う）

- ア 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
- イ 教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査を実施する。
- ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- エ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。  
※教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。

## 7 教職員研修と保護者学習会

- (1) いじめ防止基本方針についての研修
- (2) いじめ防止啓発推進月間に関する研修
- (3) インターネットの利用についての研修
- (4) 対人関係能力の育成に関する資料活用の研修
- (5) いじめの早期発見と指導に関する研修
- (6) いじめ防止啓発推進月間のリーフレット配布及び保護者会等での伝達（保護者）
- (7) インターネットの安全な利用や情報モラルに関する学習会（保護者）
- (8) いのちを大切に作るキャンペーン活動について周知（保護者）
- (9) 教育相談週間やいじめ防止に関する取り組みに関する学年・学校便り配布（保護者）
- (10) 学年 PTA や保護者会でのいじめに防止の取り組みやリーフレット等を活用した学習会  
（保護者）

## 8 いじめの相談・通報について

- (1) 学校におけるいじめ相談・通報窓口は学校のすべての教職員とする。
- (2) 学校以外の相談・通報窓口は以下の通りである。
  - ア 24時間いじめ相談ダイヤル（全国共通）0570-0-78310
  - イ 千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446  
（いじめ相談は24時間・休日も受付）
  - ウ 子どもの人権110番 0120-007-110  
（全国共通：千葉法務局内 月～金 8:30～17:15）
  - エ ヤング・テレホン 0120-227-497  
（千葉県警察少年センター 月～金 9:00～17:00）
  - オ 千葉いのちの電話（24時間） 043-227-3900
  - カ チャイルドライン千葉 0120-99-7777  
（月～土 16:00～21:00）
  - キ 東金市教育委員会相談窓口 0475-50-1204  
教育部学校教育課指導係入力ホーム
  - ク 東中学校相談窓口 0475-54-2181